明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五〇四～五〇六、五〇八～五一〇、五一二）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五〇七、五一一）　五

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二九九～三〇六）　八

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三〇七～三〇九）　一五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一七

特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団平成二十八事業年度財務諸表関係　三〇

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三二

会社その他
会社決算公告　三四

省令

○厚生労働省令第百二十一号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十五条第一項及び第四十八条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。